

経常的経費を中心に 「骨格予算」を編成しました

一般 会計予算は、3月28日に町長選挙が実施されたことから、経常的経費を中心に「骨格予算」として編成しました。

骨格予算に計上していない政策的経費等は、「肉付け予算」として6月議会に計上する予定です。

予算編成にあたっては、景気低迷の影響により個人・法人住民税の減収が見込まれますが、安定した行政サービスの確保や町民の暮らしを守るため、国や県の制度改正に伴う経費（子ども手当等）、前年度から継続している事業、緊急雇用などに関わる経費を骨格予算に組み込みました。

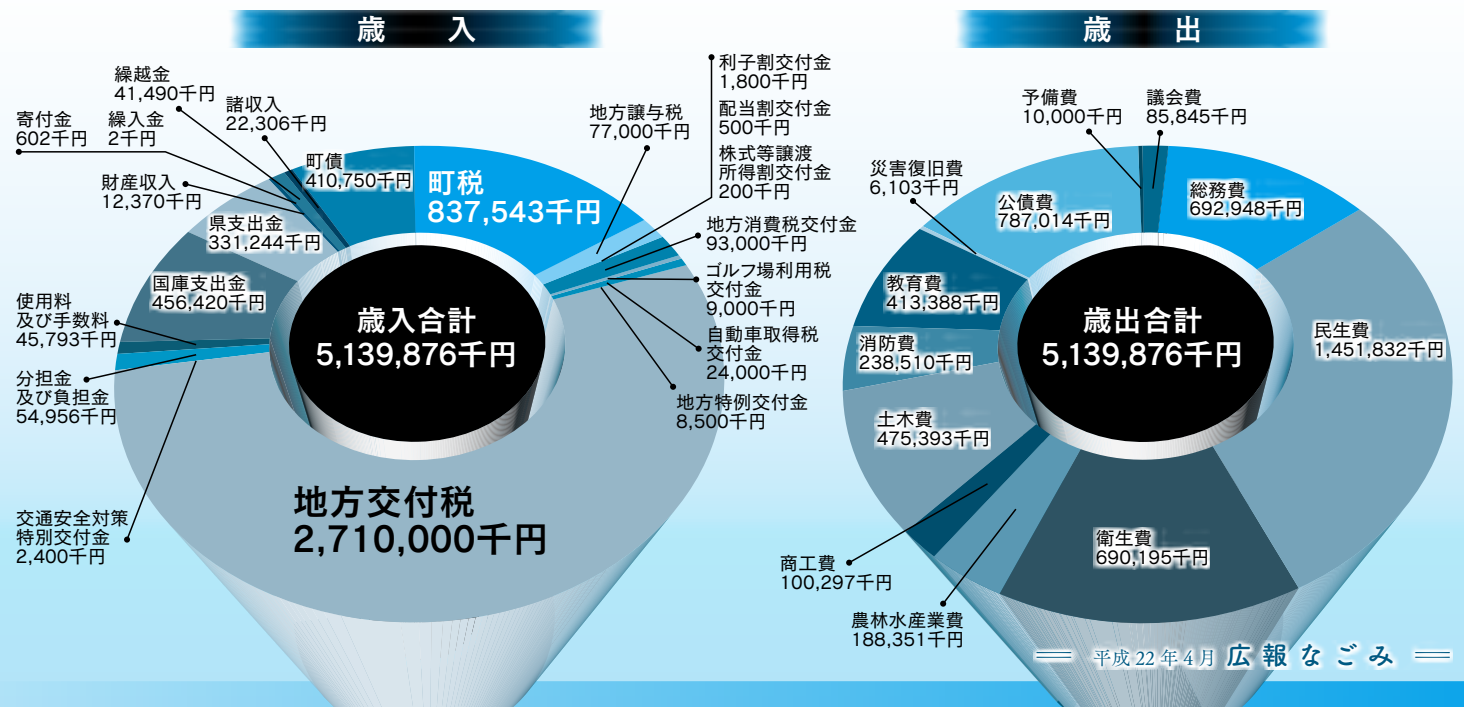
この結果、一般会計予算額は51億3,988万円となり、前年度比10.5%の減額となります。

また、特別会計については、医療・福祉関係の予算（国民健康保険や介護保険等）や、下水道事業や町立病院事業等の生活に欠かせない予算は、原則、年間の所要見込額を計上しています。

平成22年度 各会計当初予算の状況

単位：千円・%

NO	会 計 名	当初予算額		増減額	対前年度増減率
		平成22年度	平成21年度		
1	和水町一般会計	5,139,876	5,740,265	△ 600,389	△ 10.5
2	和水町国民健康保険事業会計	1,566,004	1,554,014	11,990	0.8
3	和水町老人保健事業会計	10,438	3,598	6,840	190.1
4	和水町介護保険事業会計	1,465,978	1,427,785	38,193	2.7
5	和水町奨学金貸与事業会計	5,650	7,090	△ 1,440	△ 20.3
7	和水町特別養護老人ホーム事業会計	467,033	467,984	△ 951	△ 0.2
9	和水町住宅用地造成事業会計	5,153	14,867	△ 9,714	△ 65.3
10	和水町簡易水道事業会計	38,714	36,868	1,846	5.0
11	和水町下水道事業会計	99,163	94,800	4,363	4.6
12	和水町特定地域生活排水処理事業会計	85,825	110,861	△ 25,036	△ 22.6
13	和水町春富財産区特別会計	281	281	0	0.0
14	和水町後期高齢者医療事業会計	151,057	144,673	6,384	4.4
20	国民健康保険和水町立病院事業会計	902,259	890,504	11,755	1.3
合 計		9,937,431	10,493,590	△ 556,159	△ 5.3



骨格予算って一体何なの!?

暫定予算、骨格予算、補正予算の違いとは？

財政ナビゲーターのヨシです。今回は暫定予算、骨格予算、補正予算の違いについて、財政初任者のなごみ君と上司との会話の状況を使ってなるべくわかりやすく説明したいと思います。



上司 なごみ君



うーん、最初は確かに混乱するよね。一度、頭の中で整理してみようか？



いや、実は各市町村の予算を調べて自分なりに勉強してはいたんですが、『今年度当初は暫定予算のため』とか『昨年度当初は骨格予算であつたため』月補正予算で肉付け』とか資料に書いてあるんですが、何のことだかわからない…。



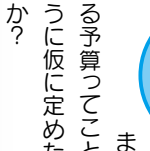
なごみ君どうしたんだい？



あー、頭の中がすごく混乱してきた…。どういう意味なんだろ？



暫定予算というのは、通常予算が年度開始前までに定めた理由によって成立しない場合などに、最小限度必要とされる経費の支出



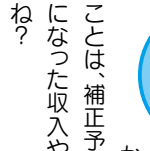
る予算のこととまでは解りますが、何がどう違うのか？



えーと…(汗) すいません、ここからがよく解らないのですが…。暫定って意味を調べると『正式な決定があるまで、仮の措置として、とりあえず定める』って意味ですね。つまり、正式に通常予算が定まるまでに仮に定めたに仮に定めた予算に思えるのですが、何がどう違うのか？



そうですね、少しは勉強しているようだね。じゃあ、暫定予算と骨格予算って何が違うかわかるかな？



これは、補正予算は、そのような年度途中で必要または、不要になった収入や支出を、予算に反映することによって意味ですね？



なるほど!! けど、会計年度の始まる前に年度トータルの収支を完全に把握するのってすごく難しいですよ。例えば、大雨などによる洪水や地震などの自然災害がいつ起こるかなんて予測できないわけですから。ということ



そのとおりー県や市町村は会計年度の始まる前に、年度トータルの収入と支出を計上して、首長が議会に提案し、議会の議決を得て予算を定めなければならないと、法律で定められているんだよ。



4月から3月までの1年分の予算のことですよ。当初予算とか本予算などと呼ばれる場合もありますよね。



はい、常に意識するよう心がけます。ありがとうございます。



そうですね、しかし、どのような予算の形にしても、財政状況に及ぼす影響を常に試算して、無理の無い予算かどうかを必ず確認するように常日頃から意識するようにしないとね。



なるほど、今までの話を整理すると、今ある予算の変更を行うのが補正予算、4月までに通常予算が成立しない場合に1〜3ヶ月程度の予算を組むのが暫定予算、4月の時点で政策的経費などが計上できないときに作成し補正を予定しているのが骨格予算という風に理解していいですか？

を可能にする予算のことだよ。暫定予算は地方自治法上の制度で、一定期間についての最小限度必要とされる経費を計上したものだから、通常は1ヶ月分とか3ヶ月分の予算しか組まないんだ。

そして、当該年度の予算が正式に成立したあとには、暫定予算は効力を失ってこれに吸収されることになるんだよ。

一方、骨格予算というのは、地方公共団体の首長や議員選挙が目前に迫っている場合に新年度の予算は、新首長のもとで行うという考えから、現首長が、新しい首長の活動を制限するような予算を避けて、人件費などの義務的経費(家計に例えると、食費(人件費)、家族の医療費(扶助費)、ローン返済公債費)を主体として計上し、政策的経費(教育、福祉などあらゆる分野の政策の推進のために支出する経費)や新規事業は盛り込まないで予算を編成することをいうんだよ。骨格で予算策定しなければならなかった事由が解消後、補正予算として骨格予算に加える形をとるんだ。これを肉付け予算というんだよ。